

議案第 43 号

橋本市農業集落排水処理施設設置及び管理条例の一部を改正する  
条例について

橋本市農業集落排水処理施設設置及び管理条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 2 年 2 月 25 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市農業集落排水処理施設設置及び管理條例の一部を改正する條例

橋本市農業集落排水処理施設設置及び管理條例(平成18年橋本市條例第174号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線又は太線の部分である。

改正後		改正前	
種別	料金(月額)		備考
	維持管理負担金	使用料	
一般用	2,343円	611円/1人	同居世帯員4人まで
		305円/1人	同居世帯員5人目から
学校・保育所等	10,186円		
地区集会所等	2,343円		
工場・事務所	2,343円	611円/1人	居住者を除く従業員4人まで
		305円/1人	居住者を除く従業員5人目から
備考	1 本表に定める金額は、消費税及び地方消費税相当額を含むものである。 2～6 略		

  

種別	料金(月額)		備考
	維持管理負担金	使用料	
一般用	2,130円	556円/1人	同居世帯員4人まで
		278円/1人	同居世帯員5人目から
学校・保育所等	9,260円		
地区集会所等	2,130円		
工場・事務所	2,130円	556円/1人	居住者を除く従業員4人まで
		278円/1人	居住者を除く従業員5人目から
備考	1 本表に定める金額は、消費税及び地方消費税相当額を含むものである。 2～6 略		

(維持管理負担金及び使用料)  
 第11条 処理施設の使用者は、別表第3に定める額に、当該額に消費税及び地方消費税(昭和63年法律第108号)に定める消費税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額(1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。)を維持管理負担金及び使用料として納付しなければならない。

2～6 略

別表第3(第11条関係)

2～6 略

別表第3(第11条関係)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 11 条及び別表第 3 の規定にかかわらず、この条例の施行の日前における使用期間を含む使用月の維持管理負担金及び使用料の額については、なお従前の例による。